

児童手当制度改正のお知らせ

令和6年10月分（12月支給分）から手当が拡充されます

1. 拡充内容

- (1) 対象児童が中学生から高校生年代までに拡充
- (2) 第3子以降の支給額が年代を問わずに3万円に拡充
- (3) 所得制限が撤廃
- (4) 支払回数が年3回（2・6・10月）から年6回（偶数月）に変更

	拡充前（令和6年9月分まで）	拡充後（令和6年10月分以降）
支給対象	中学生まで (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代まで (18歳到達後の最初の年度末まで)
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none">・ 3歳未満 一律：15,000円・ 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円・ 中学生 一律：10,000円・ 所得制限限度額以上：5,000円・ 所得上限限度額超過者：支給なし	<ul style="list-style-type: none">・ 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円・ 3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
児童の数え方	18歳到達後の最初の年度末まで	22歳到達後の最初の年度末まで
受給資格者	児童を養育する父母等のうち、所得の高い方（公務員は職場へ申請）	同左
支払回数	3回（2月、6月、10月）（各前月までの4カ月分を支払）	6回（偶数月）（各前月までの2カ月分を支払）